

※就学支援金認定番号

-	-	-	-
---	---	---	---

年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

## 北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書

北海道公立高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）の受給を申請します。

**【1. 申請者について】**

ふりがな		申請者の電話番号
申請者氏名		
申請者住所	〒 -	
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 本人 ・ その他（ ）	

**【2. 対象となる高校生等について】**

ふりがな		生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
氏名						
基準日現在 在学している 学校	学校名	<b>釧路工業高等専門学校</b>				
		(国 立) ・ 公立 学校 第 学年 (年次)				
		学校の種類・課程・学科： ⑤高等専門学校 (1～3学年)				
	学校の所在地	北海 都(道) 釧路 (市) 区(町) 村(大楽毛西2丁目32-1)				
	在学期間	年 月 日 ～ 現在 ・ ( 年 月 日 )				
奨学給付金受給回数	回 (昨年度までに奨学給付金を受給した回数)					
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	～	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
				年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明
						<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	学校名	立	～	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
				年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明
						<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

**【3. 同意事項について】**

申請書の提出に当たり、次の事項について同意します。

- 高等学校等就学支援金の受給資格の認定の状況及び申請者の属する世帯の状況、生活保護の受給状況、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の課税状況、その他北海道教育委員会教育長及び教育局長が必要と認める事項について、関係機関（行政機関及び高等学校等）へ照会等の調査を行うことに同意します。
- 保護者等又は高校生等が、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する次の給付金は給付されていません。
  - (1) 高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業
  - (2) 北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度
- この申請書の記載内容に誤りや虚偽事項はありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、北海道の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は北海道以外の都府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生を除く。））の支弁対象者ではありません。

【4 保護者等の収入の状況について】

(1) 生活保護受給世帯の方

・次の内容を確認して、□にレ印を記入してください。

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる証明書を添付します。

※ 様式第2号又は、生業扶助の措置状況が確認できる『生活保護受給証明書』を提出して  
ください。 以上で手続きは終了です。

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯の方

① 次の内容を確認の上、該当する□にレ印を記入してください。

既に北海道教育委員会に対し「個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書」を提出している。  
□（「北海道公立高校生等奨学給付金」に係る事務手続きを処理するとき及び事務手続きに必要な課税情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意している。）

(ア) 保護者（親権者）全員の課税証明書等を添付します。

(イ) 保護者（親権者）1名分の課税証明書等を添付します。  
・離婚、死別等により保護者（親権者）が1名の場合。  
・保護者（親権者）が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、1名分の課税証明書を提出する場合など。

(ウ) 未成年後見人（ ）名分の課税証明書等を添付します。  
・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分）  
※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。

(エ) 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分の課税証明書等を添付します。  
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合。  
・成年に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等。

(オ) 生徒本人の課税証明書等を添付します。  
・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成年に達している場合等

(カ) 課税証明書等を提出しません。  
・所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。

(キ) 課税証明書等の提出を省略します。  
※ 一就学支援金の申請・届出の際、既に課税証明書等を北海道教育委員会に提出している場合は、提出を省略できます。  
（ただし、就学支援金の申請・届出の際、課税証明書等の提出を省略された控除対象配偶者の課税証明書等は、奨学給付金では必要になるので提出してください。）

控除対象配偶者 課税証明書等提出	<input type="checkbox"/>	省略課税証明 書担当者確認 欄	確 認 済	㊦
---------------------	--------------------------	-----------------------	-------------	---

② 次の内容を確認の上、□にレ印を記入してください。

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

③ 扶養親族等の状況について

対象となる高校生等の他に、申請者に扶養されている、基準日現在15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は、次の欄に氏名等を記入してください。

世帯員の状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業・学校名（学年）等	備考
						<input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科
						<input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科
						<input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科

- ※ 対象生徒の他に、他校に在学する高校生等があり、別に奨学給付金を申請する（している）場合は、備考欄の「申請中」にレ印を付けてください。
- ※ 対象生徒の他に、通信制及び高等学校等専攻科の学校に在学する高校生等がいる場合、備考欄の「通信制・専攻科」にレ印を付けてください。
- ※ 扶養状況確認のため、15歳（中学校を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証等の写しを提出してください。
- ※ 健康保険証の世帯主または扶養者が申請者と異なる場合、「扶養申立書」を提出してください。

(別紙)

## 記入上の注意

- 1 【2. 対象となる高校生等について】の欄は、次により記入してください。
- (1) 基準日現在に通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- (2) 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を記入してください。
- 2 【4. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次により記入してください。
- 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下同じ。）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- (1) 『生活保護受給世帯』に該当する場合
- 7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる証明書を提出してください。以下の欄の記載は不要です。
- (2) 『道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯』に該当する場合
- ア ①の(イ)に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- ①の(イ)のうち、「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(エ)及び(オ)並びに(カ)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- イ ①の(ア)又は(ウ)に該当するときは、保護者全員の当該年度（前年の所得を証明するもの）の課税証明書等を提出してください。
- ウ ①の(エ)又は(オ)に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における被扶養者等）の課税証明書等を添付してください。
- （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- エ ①の(キ)に該当する方のうち、就学支援金申請・届出の際に控除対象配偶者の課税証明書等を添付しなかった場合は、控除対象配偶者1名分の課税証明書等を添付し、『控除対象配偶者課税証明書等提出』の欄にチェックを入れてください。
- オ ①の(キ)のうち、『省略課税証明書等担当者確認欄』は、既に提出されている課税証明書等を確認の上、**審査担当者**が押印してください。
- カ ②の内容は必ず確認し、該当する場合は記載もれのないようにしてください。
- キ 『③ 扶養親族等の状況について』の欄は、次により記入してください。
- 基準日は、7月1日とします。ただし、7月以降に入学することが定められている学校の入学者は、入学した日の翌月の初日とします。
- 基準日現在の年齢は、年齢計算に関する法律（明治35年法律第50号）の規定により計算して得た年齢とします。

## 留意事項

- 1 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、給付金の受給資格はありません。
- 2 対象となる高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる者（母子生活支援施設に入所する高校生等を除く。）であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、給付金を受給できません。
- 3 申請者又は対象となる高校生等が、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する給付金の給付を受けている場合は、給付金を受給できません。
- 4 給付の回数は、年1回通算3回（定時制、通信制高等学校等に通う高校生等は4回を上限とします。ただし、学び直しの支援を受けている場合は、この限りではありません。
- 5 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 6 虚偽その他不正の手段により給付金の給付を受けたときは、給付額の全部又は一部の返還を命じます。